

伊賀市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項

最終改正：令和6年11月20日

1. 目的

伊賀市では、ふるさと納税制度（以下「当該制度」という。）を市のファンづくりの一環と位置づけ、寄附促進を図るとともに、市及び市特産品・サービスのPR、特産品の販路拡大などによる地域の経済活性化の相乗効果を図るため、市内外在住の寄附者に対し、お礼の品として贈呈する特産品・サービス（以下「返礼品」という。）を提供いただける事業者（以下、「返礼品協力事業者」）を募集します。

2. 返礼品協力事業者の要件

返礼品協力事業者は、次の要件に全て適合していることを原則とします。ただし、これらの要件に適合していても返礼品協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (1) 各種法令（法律、条例、規則等）に沿った生産、製造、加工及び販売を行っている者。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等が市内にある企業、団体、個人業者、または市内でサービスの提供を行う企業、団体、個人業者、若しくは市内の原材料を主要材料として使用している商品またはサービスの提供を行っている市外の企業、団体、個人事業者で伊賀市のPRに寄与していると認めるもの。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員等でない者。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 必要書類の提出を履行できる者。
- (6) 本募集要項の記載事項に同意できる者。
- (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (8) 伊賀市の一般競争入札の参加停止等の措置を受けていないこと。

3. 募集する返礼品

返礼品は、次の条件を全て満たしていることを原則とします。ただし、これらの条件を全て満たしていても市が適当でないと判断した場合は、登録できない場合があります。

- (1) 本市の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄附増進に資するもの

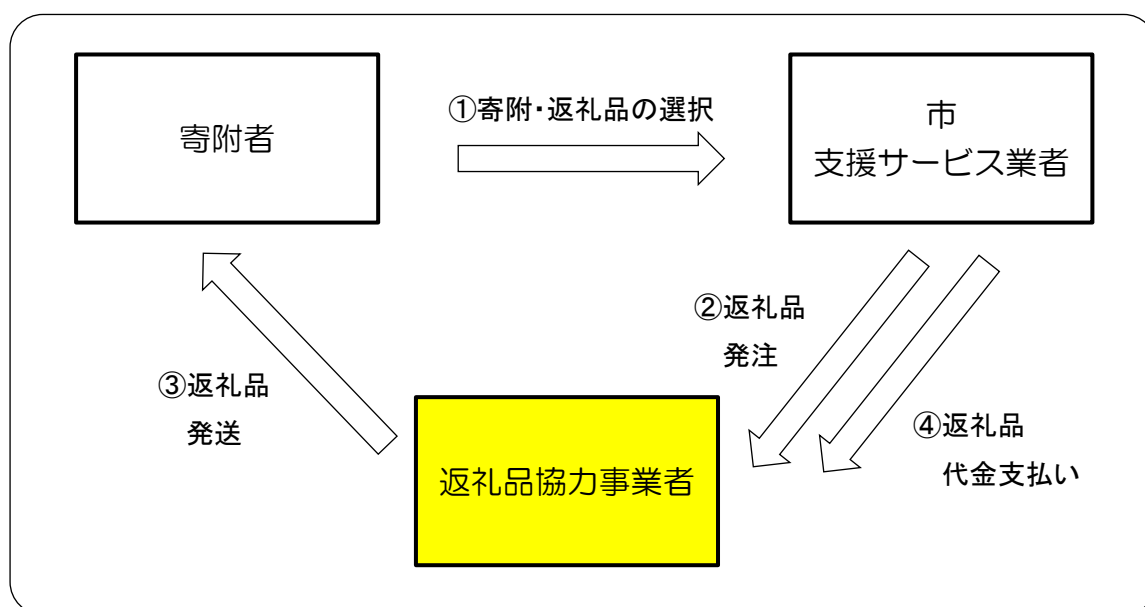
であること。

- (2) 「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和6年6月28日付総税市第67号総務省自治税務局市町村税課長通知)により通知された「4 地場産品基準(告示第5条関係)中(1)、(2)」や「平成31年総務省告示第179号第5条」を遵守し、その基準に適合するもの。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定、または数量限定の特産品・サービスは例外とします。
- (4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を順守し、違反していない特産品・サービスであること。
- (6) 当該制度関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報(返礼品の商品名・説明文・画像データ・返礼品協力事業者名)を提供可能であること。

4. ふるさと納税事業支援サービス

- (1) 市では、当該制度の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期すために、複数の「ふるさと納税事業支援サービス」を導入しています。

<ふるさと納税事業イメージ>



- (2) 返礼品協力事業者は、以下の事項に同意し、当該支援サービス業者（以下「支援サービス業者」という。）とともに、当該制度の円滑な運営に努めてください。
- ① 返礼品協力事業者と支援サービス業者において、返礼品の手配、配送等にかかる契約の締結が必要になる場合があります。
 - ② 具体的な返礼品の内容については、適正な管理等に万全を期すため、事前に支援サービス業者による審査があります。
 - ③ 登録された返礼品を変更・取り下げる場合は、あらかじめ支援サービス業者に連絡してください。
 - ④ 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、速やかに市及び支援サービス業者へ報告してください。
 - ⑤ 支援サービスを受けるために返礼品協力事業者が提供する情報は、市が行うふるさと納税業務に限り、市が契約締結する複数の支援サービス業者に提供することがあります。
- (3) 市は新たに支援サービス業者とふるさと納税業務に関する契約締結した場合は、返礼品協力事業者に対して事前に情報提供を行います。

5. 返礼品協力事業者のメリット

- (1) 市と契約するふるさと納税ポータルサイトのホームページに返礼品の画像、返礼品名、返礼品協力事業者名などを掲載します。
- (2) 市ホームページに上記ポータルサイトへのリンクを貼ります。
- (3) リーフレットなど印刷物に返礼品の画像、返礼品名、返礼品協力事業者名などを掲載する場合があります。
- (4) 返礼品の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。
- (5) 伊賀ブランド「I G AMONO」については、認定事業者及び認定品であることを明記します。

6. 申込期間・申込方法

- (1) 随時申し込みを受付けます。
- (2) 支援サービス業者が指定する様式に記入及び必要書類を添えて、支援サービス業者宛にお申し込みください。
- (3) 申し込みを受付けた時点で、事業者は本募集要項記載事項に同意したものとみなします。

7. 返礼品協力事業者及び返礼品の審査

- (1) 市は、支援サービス業者を通じて応募のあった返礼品及び事業者について、妥当性を審査し、その結果を支援サービス業者を通じて当該事業者へ報告します。
- (2) 登録が決定した返礼品協力事業者は、市に誓約書（別記様式）を提出しなければなりません。

8. 個人情報の保護

返礼品協力事業者は、返礼品の発送等の業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、伊賀市個人情報保護条例及び関係法令を順守しなければなりません。

※ 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使うことができません。ただし、返礼品の発送時におけるパンフレット同封により、改めて寄附者から返礼品協力事業者へ商品申込み等があったことにより入手された個人情報は対象外です。

9. 返礼品協力事業者及び返礼品の停止・中止

市は、登録された返礼品協力事業者及び返礼品が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を停止または中止するものとします。

- (1) 返礼品協力事業者及び返礼品の登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 返礼品協力事業者及び返礼品の登録内容に変更が生じたとき。
- (3) 返礼品協力事業者及び返礼品がこの要項に規定する要件又は条件を満たさなくなったとき。
- (4) 市、寄附者及び支援サービス業者に損害を及ぼす行為があったとき。

10. お問い合わせ先

本件について、下記担当までお問い合わせください。

(事務担当) 伊賀市役所 企画振興部 地域創生課
〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
TEL : 0595-22-9623 FAX : 0595-22-9672
E-mail : furusato@city.iga.lg.jp

（参考）地場産品基準

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 三イ（熟成肉） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 三イ（精米） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 三ロ（企画立案） 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 七の三イ五万以下（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 七の三ロ該当地域（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する
特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する
災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
- 七の四（電気） 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

八ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

八ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

九十九 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）

セット 前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。

(別記様式)

誓 約 書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

事業者名

代表者名

伊賀市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の返礼品を取り扱うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 返礼品協力事業者の所在地及び納税状況等、事業者に関する情報を伊賀市職員が確認することに同意します。
- 2 伊賀市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項に定める事業者要件に適合しないと判断された場合及び返礼品要件に適合しないと判断された場合に、返礼品協力事業者から除外されても、何ら異議を申し立てません。（当該要件については、裏面にも記載）
- 3 事業の実施に当たっては、市長の指示に従います。
- 4 返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整えるとともに、返礼品送付者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 5 返礼品の品質等において、事故等の問題が発生した場合には、当方が一切の責任を負います。

(裏面)

伊賀市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項（抜粋）

2. 返礼品協力事業者の要件

返礼品協力事業者は、次の要件に全て適合していることを原則とします。ただし、これらの要件に適合していても返礼品協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (1) 各種法令（法律、条例、規則等）に沿った生産、製造、加工及び販売を行っている者。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等が市内にある企業、団体、個人業者、または市内でサービスの提供を行う企業、団体、個人業者、若しくは市内の原材料を主要材料として使用している商品またはサービスの提供を行っている市外の企業、団体、個人事業者で伊賀市のPRに寄与していると認めるもの。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員等でない者。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 必要書類の提出を履行できる者。
- (6) 本募集要項の記載事項に同意できる者。
- (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (8) 伊賀市の一般競争入札の参加停止等の措置を受けていないこと。

3. 募集する返礼品

返礼品は、次の条件を全て満たしていることを原則とします。ただし、これらの条件を全て満たしていても市が適当でないと判断した場合は、登録できない場合があります。

- (1) 本市の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄附増進に資するものであること。
- (2) 「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和6年6月28日付総税市第67号 総務省自治税務局市町村税課長通知）により通知された「4地場産品基準（告示第5条 関係）中（1）、（2）」や「平成31年総務省告示第179号第5条」を遵守し、その基準に適合するもの。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定、または数量限定の特産品・サービスは例外とします。
- (4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を順守し、違反していない特産品・サービスであること。
- (6) 当該制度関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ・返礼品協力事業者名）を提供可能であること。